

21世紀におけるNPOの役割と課題

社会福祉法人大阪ボランティア協会 早瀬 昇

■ NPOの意義

いまやボランティアという言葉は、日本人が知っている外見語のベストテンに入っています。今度はそこにNPOという言葉も入ってきます。一九九八年十二月に特定非営利活動促進法が制定され、特定非営利活動法人ができるようになりました。この特定非営利活動法人を略してNPO法人というわけです。

NPO法人ができたことには大きな意味があります。日本では、一八九八年（明治二二）に民法ができてからこの百年間というもの、公益的な活動をする非営利団体が法人

格をとろうとすれば、役所に許可をもらわないといけませんでした。役所のご理解をいたしかなければ法人格をとれないという、こんでもない仕組みが続いているのです。民法ができた当時は、公益とは国益だと思われていたので、いやしくも民に公益を名乗つて勝手にさせてはいけない、だから役所に管理させるということが流れていたわけです。

ところがそれはおかしいということで、NPO法人ができました。これには主務官庁はありません。所轄庁といって、法律の運用をチェックする役所はありますか、実質的に個々のNPOを監督する役所はないと考えいい。NPO法人は、申請したらます通り。いま全国で一千ほどのNPO

法人がありますが、そのなかで法人格を認められなかつた例はわずかで、九九・六パーセントが法人認証されています。つまり役所の顔色をうかがわなくても法人格がとれる仕組みができたわけです。いま一週間に三十ほどのペースでNPO法人が増えています。

■市民運動の特性

百年間続いた、役所が公益法人を管理するという仕組みがなぜ崩れたのかというと、そのきっかけは、九五年の阪神・淡路大震災です。あの震災でボランティアやNPOがすいぶん活躍しました。それはなぜか。役所とはちがう動き方ができるからです。役所ではできないことがいろいろあって、それが市民の活動ではできるということがわかつたということです。

役所では、状況に応じて動くという機動性がない。これは役所の悪口ではない。公務員も被災者になつた。みんな被災しながらがんばつたんですが、役所という組織としては動かなかつた。なぜかというと、役所は公平でなければならぬからです。公平というのは悪いことではありません

んが、災害時には役所の動きを止めます。つまり、公平にしようとすると、全体のことがわからないといけない。阪神・淡路大震災のように、災害は大きければ大きいほど、最初は全体が見えない。何が起こつたかわからない。亡くなつた人がいるということが報じられたのは、地震の一時間二十分後です。五千人以上の人人が亡くなつたのがわかつたのは、なんと八日後です。五千五百人の人の名前がわかつたのは二ヵ月後です。全體がわからないんです。それでは行政は動けない。たとえば、目の前に困っている人が来て援助を求めても、すぐに対応できない。その人が、その町全体のなかで、どの程度に優先度が高いかわからぬいからです。だから、「とりあえずお名前だけ聞いておきます」で止まるわけです。

ところが、ボランティアは、困っている人がいると、「私がします」と言えれば、すぐできるわけです。しかも、私たちは、一人ひとり、みんなちがう脳ミソをもつています。みんなちがうことを考えているんです。つまり、みんながちがうこと気に気がつくんです。すると、市民のとりくみというのは、きわめて多彩になります。たとえば、アド

ビーの子どもをもつ親の会は、地震が起った日の夕方に全国のアトピー症の患者さんと連絡をとりあって、各地域ごとに拠点を決めて、アトピーの人に負担のかからぬい食事を集めるネットワークをつくっているんです。アトピーの人があたいくだという記事が新聞に載ったのは二月です。二月まで一週間の間、ほとんど人は気がつかなかつた。炊き出しや救援物資の弁当はありがたいが、白米を食べると蕁麻疹ができる子がいっぱいいる。でも、がまんして食べていた。そのときに、アトピーの子をもつている人は、すぐ動く。そういう事例がいっぱい起つた。役所は、こういうパターンのことは苦手です。行政は全体の奉仕者ですから、全体の過半数以上の人人が賛成しないことはできないんです。しかし、一人ひとりの「私」なら、すぐできる。多様なとりくみができるわけです。

つまり、あの震災のときに、市民の活動というのは、行政の大變めにとどまるものではない、役所にはできないことがNPOやボランティアにはできるということがわかつた。だから、そういう活動を役所の下に置くのではなく、行政とNPOが対等に、横の立場に置かないといけないと

いうことが、広く認識されるようになつた。

■新しい公共活動

役所にはできない活動ができるのがNPOだということを言うと、NPOはまだ、ニュー・パブリック・オーバーナーションとも言われます。新しい公共的なことができる。役所という全体のことを押さえて土台をつくる公共活動も大切だが、それとともに、それぞれの個性に合わせた活動が必要であり、それができるのが民間です。

たとえば、大阪に在日韓国・朝鮮人のための老人ホームの「ふるさとの家」があります。今度、兵庫にもできます。ようやく一つ目です。でも、アメリカには、日系一世のための老人ホームはいくらでもあります。日系一世が民間の力で、自分たちでつくるから、すぐできるわけです。でも役所の仕組みで、在日韓国・朝鮮人のための老人ホームをつくるのは、むずかしい話になる。それぞれの文化や価値観に合わせた公共活動は民間の方がやりやすい。だからNPOが注目されているのです。

もう一つ重要なのは、NPOという概念、範疇のなかに

は、ボランティアを超えるものがあります。ボランティアという言葉は、元来、アントラボーグ、無償の労働をさします。最近、それに対して、安い値段でボランティア活動をする有償ボランティアができる。ボランティアというは、もともと無償の活動なのに、どうして有償ボランティアなどと言うのかという論議がありました。これは排除の論理です。ボランティアの世界に入れてあけるかどうかということです。つまり、ボランティアという言葉が、きれいな言葉になつてしまつて、正直とか誠実とかと同じような意味でボランティアという言葉がどちらえられてい

る。ほんとはあやしいところもあるのですが……。

でもNPOには、どっちも含みます。利益を目的としていないとりくみの全部を含む。有償でやっている人も営利を目的にしていないならばNPOです。同じ仲間です。別の言い方をしたら、これまで無償で、余暇の時間を生かしてとりくんできたボランティア活動があつたが、それにくわえて、場合によつては専従になって仕事をするとか、あるいはそのための資金として、利益は目的としないが実費をいだいて事業をするという展開がてきた。市民活動のなかで専従者をかかえる団体が出てきたわけです。

NPOというスタイルを得ることによって、無償とか有償とかいうことはどっちでもよくなつた。それらをトータルで見る概念ができてきた。そうすると、専従スタッフもでき、活動が日常的になるわけです。いつ連絡しても太丈夫、事業が安定化する。また、専従者がいるということは、専門的になる。実際、NPOは専門性があります。これは役所に対して強い。役所は人が次々変わります。ゼネラリストはいるがスペシャリストは生まれない。これからの時代はスペシャリストが必要です。その点で言うと、NPO



早瀬昇さん

というスペシャリスト集団と、行政というセネラリスト集団の共同というのは、これから大きな課題にならなければなりません。そういう専門性を磨けるような主体、民間で柔軟な対応ができる集団ができてきているわけです。

■市民活動の悩み

しかし、市民活動には大きな悩みがあります。市民活動というのは基本的には自発的な活動です。自発的とは、言われなくてもすることですが、逆に言えば、言われてもしないことです。自分が納得しなければしないということは自発的なんです。つまり自発的ということは、するかしないかは自由だということです。これが、いま論議になっている奉仕活動の義務化はおかしいということです。

市民活動の一番の魅力は自由に活動できることです。いろんなバターンのペースを認め合いながら、いろんな活動ができることが魅力なんですが、どこまでするかも自由なんです。どこまでしたらいいかという基準がない。企業なら、利益があがるかどうかという基準がある。役所なら、議会の承認が得られる範囲という基準がある。ところが、

市民活動の場合は、やる人はやる、命かけてボランティアをしている人は世界中にいくらでもいます。世界中の戦場には何万というボランティアが活動しています。殉職する人もいる。一方で何もしない人がいる。

そうすると、問題意識の強い人、感受性の強い人ほどがんばることになる。無理をする、無理をすると疲れる、疲れると休まないといけない、休んだらボランティアはあてにならないと言われる。あてにしている人がとぼとぼ帰っていく姿を見て、なんとかしないといけないと思う人は、また無理をする、また疲れるという「疲労と不信の悪循環」になる。がんばる人は疲れる。これはなぜかというと自発的だからです。だからに言われたことをやっているのなら、しんどくなると、命じた人に文句を言えはいい。自発的などりくみはそろはいかない。

疲労と不信の悪循環をどうして解決するか、私たちの重大な課題ですが、これには三つの方法があります。一つは、あきらめることです。細く長く、無理せずにやついたら、そのうちよくなるかもしれないということ。これは意外にいい方法です。企業人がボランティア活動するということ

でも、状況はよくなっています。十年くらい前なら、企業で働いている人がボランティア活動をするのは、隠れキリシタンみたいなものでした。いまは「ボランティア休暇」と言われる時代ですから、風向きが変わったものです。だから、ぼちぼちでもいいんです。

しかしこれでは消極的だ、もっとちゃんとやろうというのが制度要求です。行政の保障を求める。解放同盟もそういう闘争をやってきました。この方法の問題点は、役所が大きくなつてくることです。役所の枠組みのなかに入る。役所はだめだということではありません。基盤は役所がつくることですし、そのために私たちは政府を組織しています。でも、そのうえで多彩に展開される活動は、役所から独立している方がいいんです。

では、どうしたら役所から独立しながら民間の活動ができるか。それは支援者を得ることです。民間の支援者をどう集めるか。これが私たち市民活動の重要な問題です。

■いかに仲間を集めるか

支援者をどう得るかは、いかに仲間を集めるかということ

ですが、ここにまた問題があります。つまり、活発なグループほど、仲間割れをしやすい。全然仲間割れが起こらないグループは、一つは、あまり熱心でないグループです。「あとの人の言う通りにしたらええ」ということなら、もめません。もう一つは、「尊師」とか「ケル」とか呼ばれるような、ものすごい強力なりーダーが一人いる。これはもめません。でも、私たちの活動はそんな活動ではありません。いろんな人たちが集まっているわけですから。

みんな熱心だとどうなるか。みんな、「私」がやろうという人ですから、ワンマンです。人間不思議なもので、自発的にものごとにとりくもうとすると、自分にこだわりをもつます。非営利活動の場合は打算が入らないから、よくいに対立が起ころ。たとえば、山のキャンプに子どもたちを連れて行こうというときにも、「いや、海に行こう」という人がいる。これは熱心な人だから、そういうわけです。そして活動から離れていく。どっちでもいいという人が残る。

では、どうしたらいいか。分かれればいいわけです。私たちは今まで、運動論を「ケ」でやつてきた。一致団

柄です。これでもいいですが、喧嘩しかできない。喧嘩には無い。もちろん喧嘩も必要なときがありますし、否定するわけではありません。しかし、これからは「バ」だと思います。手を開いた状態というのは、親指、人差指、中指、薬指、小指、みんなちがっています。みんなちがつていて、掌でくつっています。指がそれそれちがつていて、そして掌でくつっているから、いろんなものを握れるわけです。「グ」なら握れない。こういう組織論です。つまり一つの地域に手話のサークルが三つあると四つあると、かまわないんです。ときときいつしょにやればいいんです。これを昔の人は「和して同ぜず」と言いました。いろんな方法論を認めながら、いつしょにやるということが必要なのではないか。

■ 肩の力を抜くこと

仲間を得にくくもう一つのパターンがあります。自発的な活動は、人によって、やる気に差がある。やる人はものすごくやるし、やらない人はあまりやらない。やる気があまりない人をいかに巻き込むか、仲間を集めるというこ

とですが、このときに何がネックになるかというと、肩に力が入りすぎるということです。

こういう金にもならない活動を一生懸命やつていると何が起こるかというと、身内で邪魔をする人がてくる。「世界の平和、家庭の不和」という言葉があります。私も学生時代からボランティア活動をしていますが、日曜日など行事があるので出て行こうと玄関に立つたら、母親が「あんた、どこ行く」と言う。「ボランティアやないか」と言うと、「まだ、ボランティアかいな。たまには家のボランティアしなさい。なんやの、自分の部屋もかたづいてないのに。自分のことも自分でくせに」と言われる。そこで言うわけです。「なに言うてんねん、おかあちゃん。ほくらのやることには社会的な意義があるねん」「おかあちゃんは、問題意識が低いからあかん」とか言うわけです。

この「意義があるから」というのが、肩に力が入りやすい。意義の義は正義の義、義理の義、義務の義です。暗くなつてくる、重たくなつてくる。たとえば、一週間に一回やついているグループがあつたとする。そのときに、「正しいからやつている」という意識があると、あまり出てこな

いメンバに対して、「お前、なにやつてるねん。まじめにしなあかんやないか」と言うわけです。そのときに、「一ヶ月に一回のグループもありますやん」と言うと、「あの連中は問題意識が低い」と言う。こうしてちょっとペースの悪い人を切っていくことになりますが、これはジリ貧になります。ペースのちがいを認める展開が必要です。「私は月に一回にぐらいしか来られへん」という人には「かまへん、かまへん」、「私は行事のときぐらいしか来られへん」という人には、「行事のときほど人がいるねん」と。こういうリーダーが仲間を集められるわけです。

■ 楽しさを大切に

ただ、こういう展開をするためには、ある考え方が必要です。リーダーはがんばらないといけない。自分はがんばりながら、あまりがんばらない人でも「かまへんで」と認められないといけない。

たとえば同窓会です。同窓会は自発的です。幹事さんはいろいろと大変です。出欠ハガキに「幹事さん、がんばってね。楽しんでいます」と、一言つけてくれると、幹事

さんも喜んでがんばります。でも、返事も出さないのに来る人がいます。しかし幹事さんは、「連絡してくれへんかったから、席がない」とは言いません。「返事出してくれへんから心配しちつてん。まあ上がって。駆けつけ三杯」とか言うわけです。返事出さないで来た人でも会費さえ払えば普通に飲めるんです。でも幹事さんは飲めない。

では、どうして幹事さんをやつしているのかと言えば、好きだからです。自分が好きでやつていると思えば、自分ほど熱心でない人を受け入れられるんです。しなければならない、だれもやつてくれない、ということになると、だんだん被害者意識になる。世界中の不幸を背負つているような人もいます。好きでやつているという言い方は不謹慎かもしれません、でも、根本的な楽しさ、豊かさみたいなことを、もっとわれわれは正面から認めた方がいい。

さきほども言いましたが、時代は変わったわけで、就業時間中に管理職研修としてボランティアの講座をする会社もあります。私はそういうとき、会社でよくあるような話を例に出します。会社で久し振りに会った後輩が、「先輩、今日の晩、あいてますか」と言う。「ないしたんや」と

「おりいって、ご相談したい」とあります。」
「そうですね。」
「そしたら、会社終わってからどこに行こか」ということになる。サラリーマンが、「どこに行こか」というときに、あんまり公園のベンチで待ち合わせたりしません。普通は飲みに行くということになります。しかし先輩は「割り勘で」とは言いくらい。ちょっと見栄はって、「よっしゃ、ついてこい。おこったるわ」と言ってしまいます。わざわざ他人のために時間を使う、お金も使います。ボランティアみたいなものです。しかし、相談を持ちかけられると、何かうれしい。ほかにも同僚がいるのに、「おりいって先輩に」と言われると、うれしくなるのではないかでしょうか。

北風と太陽の話があります。市民を巻き込んでいくときには、北風、つまり闘争としてやることが必要なときもありますが、一方で、太陽、つまり人間的な豊かさをうまく伝えられれば、市民活動の民間的なよさとネットワークの広がりが、両方実現できる。そのなかで、行政、企業とともに、N P Oが大きな役割を担う時代をつくることがこれがらの課題だと思います。

放解落部

誌代(税別)● 1カ月600円、別冊付号(年4冊)予価1000円
年間合計額(税別)11280円。税別。核算です。要の
場合は、約最後の号にて料金を支てます。

- | | | |
|---------|--|--|
| ● 1995年 | 6 (390) 西光万吉生誕百年
7 (391) 北陸の被差別部落解放文学賞
7 E (392) 第21回部落解放全国大会報告集
8 (393) 戦勝記念全国水平社
8 E (394) 部落解放同盟第5回全国大会報告集
9 (395) カルミの屋さるの70年
10 (396) 情神障害者・人権
11 (397) 守がる地域共闘
12 (398) 北斎女性会講演 | 4 (436) 進歩保障を考える
5 (437) 水平社歴史館オープン
6 (438) これからの人権夏講座
7 (439) 障害者と医療・福祉
7 E (440) 第24回部落解放全国大会報告集
8 E (441) 部落解放同盟第55回全国大会報告集
8 (442) 部落の女性の活動
9 (443) 世界人権宣言50年
10 (444) 企業と人権啓発
11 (445) ムラ日曆・支部自慢
12 (446) 解放保育の広がりのために |
| ● 1996年 | 1 (399) 第26回部落解放夏期講座
1 (400) 「これから」の解放運動
2 (401) 発効した人種差別撲滅新約
2 E (402) 部落解放研究第29回全国集会報告書
3 (403) ポランティアと人権
4 (404) 「これから」の開拓企画
5 (405) 民衆の中の世話
6 (406) 「開拓」からこれまでと今後
7 (407) 子どもとともに育つ
7 E (408) 第22回部落解放文学賞
8 (409) 上杉信一郎委員長をはじめ
9 (410) いじめと開拓教育
10 (411) 部落の解説
11 (412) 「けがれ」と新別
11 E (413) 部落解放同盟第55回全国大会報告集
12 (414) 部落の結婚をめぐって | 1 (447) 高知県の部落と解放運動
1 E (448) 第29回部落解放・人権夏期講座
2 (449) 新たな運動路線を求めて
2 E (450) 部落解放研究第32回全国集会報告書
3 (451) 多様な近世部落社会
4 (452) 人権教育と開拓教育
5 (453) 「開拓」をめぐって
5 E (454) 部落解放同盟第56回全国大会報告書
6 (455) 丹川県に部落解放教育、人権確立を
7 (456) 部落のアイデンティティ
7 E (457) 第25回部落解放文学賞
8 (458) 歴史をいま
9 (459) 犬山第二次世界大戦災難を世話する
10 (460) 人権確立推進審議会答申をめぐって
11 (461) 部落の仕事はいま
12 (462) 死刑廃止を考える |
| ● 1997年 | 1 (415) 高校解放夏季学生はいま
2 (416) 人権の博物館へ行こう
2 E (417) 第27回部落解放・人権夏期講座
3 E (418) 部落出身を誇ること、告げること
3 (419) 戸籍を考える
4 (420) 部落史学習はどうすすめるか
5 (421) 部落と人権運営課題
6 (422) 净土真宗本願寺派連続差別事件
7 (423) 國籍三項の完全撤廃を
7 E (424) 第23回部落解放文学賞
8 (425) あいつぐ差別事件
8 E (426) 部落解放同盟第54回全国大会報告集
9 (427) 福祉と人権の権利として一隣保館の今後
10 (428) 「人権教育のための直連10年」国行動計画
11 (429) 部落の高齢者問題
12 (430) 差別につながる因習・慣習 | 1 (463) ドローバリゼーションと人権
1 E (464) 第30回部落解放・人権夏期講座
2 (465) 地域から世界へ
2 E (466) 部落解放研究第33回全国集会報告書
3 (467) 部落史をどう見るか
4 (468) 脊がされるブライバシー
5 (469) 上選次の世界一路地から世界へ
6 (470) 近代日本の部落問題
7 (471) 地域の教育力を高めるために
7 E (472) 部落解放同盟第57回全国大会報告集
8 (473) 21世紀の人権啓発
8 E (474) あいつぐ差別事件
9 (475) インターネットと人権運動
10 (476) 人権保障システムの未来形
11 (477) 大逆事件と被差別部落 |
| ● 1998年 | 1 (431) コンピュータネットワークと差別表現
2 (432) これからの人権啓発
2 E (433) 第28回部落解放・人権夏期講座
3 E (434) 部落解放研究第53回全国集会報告書
3 E (435) 部落教育研究第24回全国集会報告書
3 E (436) 部落教育研究第25回全国集会報告書 | 1 (479) 「部落問題・人権事典」完成
1 E (480) 第31回部落解放・人権夏期講座
2 (481) 「部族問題・官能学」第2回研修会「集中取りまとめ」 |

*これまでの特集タイトルです。タイトルの前の数字は月(□は臨時号)を、()内は号数を表します。